

令和8年2月26日

### 島原鉄道株式会社の鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請を認可しました

島原鉄道 株式会社（本社：長崎県島原市）から申請された鉄道事業の旅客運賃上限変更については、本日認可しましたのでお知らせします。

また、広く利用者から意見を聴くために実施したパブリックコメントに寄せられた意見について、電子政府の総合窓口（e-Gov パブリック・コメント e-GOV パブリック・コメント）に回答を掲載しました。

島原鉄道 株式会社から九州運輸局に申請された運賃の上限額の変更（値上げ）は、申請された上限運賃額に基づいて令和8年度から令和10年度の3年間の鉄道事業の収入と支出を推定（原価計算）したところ、別紙の鉄道事業の収入原価総括表のとおり収支率が100超（いわゆる黒字）とならなかったため、申請の上限運賃は妥当と判断し、本日認可したものです。

なお、申請者は改定実施予定日から適用する運賃について、上限額を下回る額とする届出を予定しています。

1. 申請者 長崎県島原市下川尻町72番地76  
島原鉄道 株式会社  
代表取締役社長 山中 剛

2. 申請日 令和7年12月1日

3. 認可日 令和8年2月26日

4. 変更する上限運賃を適用する路線

島原鉄道線 43.2km

5. 改定実施予定日 令和8年4月1日（水曜日）

改定の概要等は別紙（次ページ以降）に掲載

<問い合わせ先>

九州運輸局 鉄道部 計画課

関口

電話 092-472-4051



九州運輸局

運輸と観光で九州の元気を創ります

## 変更する旅客運賃の上限の種類および額

別紙1のとおり

## 値上率

普通運賃（大人）	40.54%~46.67%	平均	44.83%	※初乗：150→220円	46.67%
通勤定期（1か月）	28.49%~35.50%	平均	35.13%		
通学定期（1か月）	44.57%~45.44%	平均	45.02%		

## 改定率（原価計算期間 [令和8～10年度における増収率]

旅客運賃	44.1%
うち 定期外	44.8%
うち 定期	41.7%

## 鉄道事業の収入原価総括表

（単位：千円）

	令和6年度	令和7年度	令和8～10年度合計	
	[実績]	[推定]	(原価計算期間) [推定]	
			現行運賃	改定運賃
収入合計(a)	483,194	484,183	1,470,418	2,056,091
（うち旅客運輸収入）	434,907	437,219	1,329,526	1,915,199
費用合計(b)	602,581	660,636	2,336,799	2,336,799
配当所要額（適正利潤）(c)	0	11,217	33,651	33,651
収支率	(a)/(b)x100	80.2	73.3	88.0
	(a)/(b+c)x100	80.2	72.1	86.7

1. 令和7年度は現行運賃による数値を計上
2. 端数処理のため、合計値と一致しない場合があります

## 変更する旅客運賃の上限の種類、額及び適用方法

(変更しようとする事項のみ)

改定	現行
第1 運賃の計算方法	第1 運賃の計算方法
1. 普通旅客運賃 1、対キロ制	1. 普通旅客運賃 1、対キロ制
(ハ)運賃賃率 2.5kmまで 1kmにつき 57円60銭 2.5kmをこえるキロ程 同 41円60銭	(ハ)運賃賃率 2.5kmまで 1kmにつき 37円90銭 2.5kmをこえるキロ程 同 27円40銭
(削除) ※項番繰り上がり  (削除)	(ホ)消費税率の変更に伴う、消費税転嫁の方法 (1)税抜運賃の算定 (ハ) (=)により算出した運賃に105分の5を乗じ、小数点第1位を切り捨てた額を、同運賃から減額して算出した額を、税抜普通旅客運賃として算定する。 (2)税込運賃の算定 (1)の税抜運賃に100分の110を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入により端数処理して10円単位とした額を税込普通旅客運賃とする。
(ホ)小児旅客運賃の運賃計算方 大人旅客運賃を折半し、その10円未満の端数は10円単位に切上げる。	(イ)小児、幼児及び乳児の運賃計算方 小児の旅客運賃は、大人旅客運賃を折半して、その10円未満の端数は10円単位とする。
(カ)初乗運賃 大人220円、小児110円	(ロ)最低運賃 割引の有無にかかわらず大人150円、小児80円とする。
2. 定期旅客運賃 1、対キロ制	2. 定期旅客運賃 1、対キロ制
(ハ)運賃賃率 2.5kmまで 1kmにつき 57円60銭 2.5kmをこえるキロ程 同 41円60銭	(ハ)運賃賃率 2.5kmまで 1kmにつき 37円90銭 2.5kmをこえるキロ程 同 27円40銭
(ニ)運賃計算方法(1か月) 発着区間のキロ程を前号のキロ程にしたがって区分し、これを各々の賃率に乘じ60倍し、下記の割引をしたうえ合計し、計算上生じた10円未満の端数はこれを10円単位に切上げる。 通勤定期 2.5キロメートルまでの部分 3.0割 2.5キロメートルをこえる部分 4.0割 通学定期 5.0割	(ニ)運賃計算方法(1か月) 発着区間のキロ程を前号のキロ程にしたがって区分し、これを各々の賃率に乘じ60倍し、下記の割引をしたうえ合計し、計算上生じた10円未満の端数はこれを10円単位に切上げる。 通勤定期 2.5割 通学定期 5.0割
(削除) ※項番繰り上がり  (削除)	(ホ)消費税率の変更に伴う、消費税転嫁の方法 (ハ) (=)により算出した運賃に108分の110を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入により端数処理して10円単位とした額を税込み1か月定期旅客運賃とする。